

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年10月25日（木）10:40～11:11

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

柳澤 好治 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

後藤 教至 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室長

田中 義恭 文部科学省初等中等教育局企画課制度改革室長

長谷 浩之 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室長

佐藤 有正 文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
課長補佐

栗野 道夫 文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐

柿澤 久美子 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課専門官

<事務局>

田村 計 内閣府地方創生推進事務局長

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

久保 賢太郎 内閣府政策参与

（議事次第）

1 開会

2 議事 遠隔教育について

3 閉会

○蓮井参事官 ありがとうございます。それでは、2コマ目でございます。文部科学省にお越しいただいております。

「遠隔教育について」、これは以前茨城県から御提案があった件でございますけれども、その検討状況についての御説明をいただきたいと思えます。

それでは、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくささいましてありがとうございます。

それでは早速、文部科学省のお考えを伺いたたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○田中室長 文部科学省教育制度改革室長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、茨城県の御提案についての意見ということでございますけれども、私どもも7月20日だったかと思えますけれども、茨城県からの資料は拝見しております。

ただ、実際に茨城県のお考えがどういうところにあるかは、細かくはまだ承知しておりませんので、資料から読み取った私どもの考え方を説明させていただきますので、不十分な点がございましたら御容赦いただければと思えます。

大きく2点ございまして、一つは遠隔教育の実施、二つ目は免許状のことだと思えます。

最初に私のほうから、遠隔教育についての考え方を述べさせていただきます、続きまして、免許につきましては教育人材政策課長の柳澤から説明させていただきます。

まず、お手元の資料を御覧ください。1ページめくっていただきますと、遠隔教育の推進に向けた施策方針につきまして、規制改革会議の閣議決定の御指摘を踏まえまして、丹羽前副大臣のもとで遠隔教育の推進に向けたタスクフォースを私どもは立ち上げまして、本年9月14日に取りまとめたものでございます。その概要のポイントをまとめたものについて、まず冒頭申し上げます。ここにはございますように、文部科学省といたしましても、小規模校等における教育活動の充実や、英語のネイティブスピーカー、企業の技術者などの外部人材の活用、高等学校における幅広い科目の開設、また不登校児の生徒や病氣療養児など、通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保という場面において、教育の質の向上という観点から、遠隔教育が非常に効果的なツールであると認識しております。今後とも学校現場の教師を支援していくべく、教育の質の向上を図るために遠隔教育をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、この施策方針の検討に当たりましては、茨城県からの提案があったことも承知しておりましたので、そのことも横目に見つつ、この施策方針をまとめさせていただいたところでございます。

それでは、茨城県の提案について、考え方を御説明申し上げます。

まず、1点目でございますけれども、外国語教育における遠隔教育の活用推進ということで、事例1に外国語が出ております。これにつきましては、今ほど御説明申し上げました遠隔教育の推進に向けた施策方針におきまして、効果を発揮しやすい学習場面や目的活動例等を類型化し、教育関係者の理解を深めているところでございましたけれども、茨城県からの御提案にありますように、外国語教育、特に英語ですけれども、こういった遠隔教育の活用場面として大変有効な事例の一つと考えられます。このため、私どもの実施し

ております遠隔教育に関する実証研究を通じて、優れた事例を創出、把握し、ガイドブックに取り入れることなどにより、教育関係者に周知徹底を図って参りたいと考えております。

資料の３ページにございますけれども、例えば、ネイティブスピーカーを活用した英語の授業を拡大し、児童生徒がネイティブの英語に触れる機会を充実することや、多様な人々と英語で意見のコミュニケーションを取るということで、実践的な英語力を育成するなどの効果が期待できると考えております。

また、今回、茨城県からの御提案では、小中学校において受信側の教員が当該科目の教員免許状を有していない場合には遠隔教育が認められないという御指摘になっております。これも御承知のとおりかと思っておりますけれども、まず、小中学校におきましては、義務標準法等に基づきまして、原則として必要な教職員が配置されております。小中学校とありますけれども、特に小学校につきましては全教科担任ということになっていきますので、外国語も含めて小学校の教員免許を持っていれば、全ての教員が担当できるわけでございます。ですから、小学校におきましては、小学校の免許状を有する教員が受信側の教室にいて、それに対して外国人の教師の方が遠隔で参画するというやり方は、現行制度でもできますし、大いに推進されるべきものであると考えております。

また、中学校につきましては、これも御案内のとおり、免許状が教科別になっておりまして、英語の免許状というものがあるわけでございます。英語というのは非常に主要科目でございまして、授業時間数も多いので、過疎地域の小規模校等におきましては、基本的には英語の教員は配置されております。そう考えますと、こういった御提案のようなことは、中学校におきましては英語の教員が授業をやる中で、遠隔で外部のネイティブスピーカーに参画していただいて、教育の質を高めていくというやり方がよいのではないかと考えております。

続きまして、茨城県からの事例２の適応指導教室についてでございます。適応指導教室は不登校の児童生徒が、こういった教室などの学校外の施設において相談、指導を受ける場合があるわけでございますが、こういった場合、保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれているなど一定の要件を満たせば、その生徒が所属する学校において出席扱いとすることが可能となっております。この仕組みにつきましては、平成４年に発出した通知において示しておりまして、その後の不登校児童生徒への支援に関する通知を発出する際に、何度も再周知を行っているものでございます。

この仕組みを活用することによりまして、適応指導教室において双方向型あるいはオンデマンド型、この二つを茨城県から御提案されておりますけれども、この両方とも茨城県提案のような遠隔教育を適応指導教室で実施して、それを出席扱いとすることは可能となっております。

また、この適応指導教室には、通常教員免許を持つ者は配置されておりますけれども、要件として必ず各教科の相当免許状を有する者を配置することが要件とされているわけで

はございません。

また、ここでは適応指導教室の話でございますけれども、小中学校段階の不登校児童生徒については、自宅でそういう学習をしている場合に、遠隔教育を含めたICT技術を活用して学習する場合につきましても、一定の要件を満たす場合には、指導要録上出席扱いとすることが可能でございます。

この点につきましては、冒頭で申し上げました遠隔教育の施策方針の中でも、こういったことがまだ十分活用されていないという現状もございますので、学校関係者に再度周知を図るなどして、一層活用を推進して参りたいと考えてございます。

事例2の中の院内学級と、事例2-2の長期入院、自宅療養等につきましては資料4を御覧いただければと存じます。

先ほどから申し上げます施策方針を踏まえまして、文部科学省では、小中学校段階における病院や自宅等での病気療養児に対する同時双方向型の授業配信については、受信側に教師がいない場合についても、体調の管理や緊急時に適切な対応を行える体制を整えるなどといった一定の要件を満たす場合には、これまで出席扱いとできなかったものにつきまして、指導要録上出席扱いとして、学習成果を評価に反映することができるよう、制度の改正を行ったところでございます。

今の点は病気療養中の子どもですけれども、続いて院内学級についてでございます。これは茨城県の指している院内学級が何を指しているか、必ずしも明確ではないところでございますが、おそらく一般的には、病院内に設置されている特別支援学校または特別支援学級の分教室のことを指していると思われまいます。こういった分教室につきましては、入院している児童生徒に対しまして、通常の学校、学級と同様に、教師による対面授業が行われております。このような分教室では、教師の授業に加えて、授業の質を高めるため遠隔授業を活用して、教師支援型や合同授業型の遠隔教育を活用して取組を行うことが有効であると考えております。

また、病院の分教室に通っている児童生徒も、体調の悪化等でこの分教室にも通えないという事態が生じることも考えられます。こういった場合につきましては、先に申し上げましたように、制度改正により病室において受信側に教師がいない場合でも、指導要録上出席扱いとして学習成果を評価に反映することが可能としたところでございます。

なお、病気療養児等につきましては、オンデマンド型については出席扱いとして認めているわけではございませんけれども、授業や家庭学習においてオンデマンド教材を活用することも当然可能でございます。

この資料の下にございますように、病気療養児に対する遠隔教育につきましては、自宅や病室で療養中の子どもたちに対しまして、在籍するクラスの授業を配信する取組を行うことで、こういった子どもたちの学習意欲の向上、クラスとつながっていることによる安心感、それによって学校に戻ろうという意欲の向上といった効果が見られますので、非常に有効でございますので、これはしっかり進めて参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

○柳澤課長　引き続きまして、教員の免許の関係を教育人材政策課長の柳澤からお話しさせていただきます。

文部科学省からの資料の5ページに、両制度について仕組みを示してございますけれども、総論的には地域の人材や専門分野の社会人等を学校現場に迎え入れる。それによりまして、学校教育の多様化とか活性化は非常に重要だと考えておりまして、従来から特別非常勤講師、あるいは特別免許状という仕組みがございます。

資料の上の特別免許状に関してでございますけれども、専門的な知識や、経験や技能を有する者が、都道府県教育委員会が行います教育職員検定に合格した場合に授与されるという免許でございます。これに合格された方は、当該教科の全体を担当できるという仕組みでございます。従来、これをどこまで認めていいのかというのは若干使いにくいという声があったのですが、文部科学省では活性化のためのガイドラインを平成26年に作りまして、こういう場面では積極的に使えますよということをより明確にした。それによって、最近急激に数が増えてきていると認識しております。

もう一つ、特別非常勤講師のほうですけれども、これは届出によりまして、教員免許を持っていない方を非常勤講師という形で登用できるというものでございます。この方は教科全体を1人で担うことはできないわけですが、特定の教科の中で行いますプログラミング教育や外国語教科における英会話といった教科の領域の一部は担任できるという仕組みになってございます。

全般的に、今回学習指導要領の改訂等もございまして、特に充実された分野がございます。そういうところに外部人材をより使いたいという声が当然、非常に増えていると認識しておりますが、このような仕組みをうまく使いながら、外部人材の活用というのは今でもできる仕組みになっているとは思っておりますけれども、もしそこに課題、あるいは運用上の障害が何かあるということであれば、より柔軟な弾力的な免許制度のあり方についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長　どうも御説明ありがとうございました。

茨城県の資料の3ページにいくつかの事例があるのですが、今のお話を伺っていると、事例2や事例2-2のほうは基本的には茨城県の要望していることは現行でも可能なのだという御指摘だと思います。

事例1のところ、茨城県の要望に必ずしも応えられないということだったと思いますが、原座長代理、どうでしょうか。

○原座長代理　事例で外国語を挙げられていますが、これはあくまでも事例であって、そのほかの事例で言うと、これは規制改革推進会議のほうでも議論しましたが、IT、プログラミングの教育がこれから小中学校にも広がっていくのだと思いますので、そこで直ちに、高校の情報科で起きているような問題が起きるのだろうと思います。

情報科では何が起きているかという、教えられる情報科目の免状を持っている先生が足りなくて、科目の免状を持っていない先生方が教えているという状態が生じている。これはもう遠隔教育でやったらいいではないですかと。高校については遠隔教育で、受信側には科目の免状のない先生のいる状態でも教えられるようになっているので、それをもっと活用したらいいではないですかという議論をやっているのです。同じ話は、すぐに小中学校にも出てくる問題のはずだと思います。

事例に限定して言うつもりはないのですが、IT、プログラミングの話などはまさにそういう問題が出てきやすい領域でしょうし、それ以外でも、現時点でも中学校で科目の免状を持っていない先生が教科外の免許制度を使って教えられているケースがたくさんあるわけですので、遠隔教育、文部科学省の言葉で言うところの教科・科目充実型という今高校だけで認められている制度を、少なくとも中学校について活用する必要性は十分あるのではないかと考えています。

前回の規制改革推進会議のときに議論し、それに対して文部科学省がおっしゃったのは、いじめ対応の問題とか、グループ間でのディスカッション内で発言があるかどうかをちゃんと見ないといけない。特に高校よりも成熟度が低い小中学校ではそこが重要なのですということは最もなことなのではけれども、それは科目の免許とは関係ないですねということを申し上げて、そこを是非さらに議論を深めさせていただきたいと思っています。これが一つ目です。

もう一つは、これは小学校にも及ぶ話ではけれども、そもそも受信側で、今は高校だと科目の免許ではないけれども、何らかの免許のある先生が必要だということになっています。これをどう考えるのか。これは小中高合わせて全体についての議論だと思いますけれども、今まさに先生方の働き方の問題が大変な問題になっている。

一方で、これは小学校、中学校もそうだと思いますけれども、より質の高い教育を提供していくために、例えば、算数とか語学とか、習熟度別でもっと少人数にしたりとか、手厚い教育をしていく必要性もより高まっていくことになるのでしょう。

そのときに、遠隔教育を活用する部分、発信する側にはちゃんと免状があって教えられる先生がいらっしゃるといえるときに、わざわざ受信側に免許のある先生を配置しなければいけない。そこに必ずいなければいけませんというところに力を割く必要があるのかどうか。むしろ、そこにいてくださいというよりは、ほかのところでもっと習熟度に応じた教育を充実するとか、そちらに時間を割かれたほうがよろしくありませんかというのが、もう一つの論点だと思います。

○八田座長 今の点を補足しますと、先ほど英語は非常に重要な科目だから、中学校で英語の先生がいない学校はないのだと。そのとおりだと思うのです。しかし、受信側の学校に英語の先生がいるかどうかは関係ないと思います。受信側の学校にいる英語の先生が習熟度別に小さなクラスで英語遠隔教育の受信側に必ず対応しなければならないとすると、今、原座長代理がおっしゃったように、1年生の最初のところで色々面倒を見てやるとい

うようなことがその分できなくなるかもしれない。そうすると、本当にそのときにふさわしい人を受け手に、受信側クラスには、いじめなどをやっていないかをちゃんと見るために学校の人材配置の観点から考えてすることができる。

一方で、英語のほうについては、これも活用し、数少ない先生を有効利用することもできる。もちろん、受信側に英語の先生が付けられるならば付けたらいいと思うけれども、色々な工夫の余地があり得るのではないかと思うのです。

○原座長代理　なので、そこの二つは是非もう一回御見解を教えていただいて、さらに議論したいと思っています。

それから、もう一つ、特別免許状のところについての質問なのですが、これは、今、例えば、小学校で外国語だけ教える免状とか、これからプログラミングが出てきたらプログラミングだけ教える免状というのはできるのでしたでしょうか。

○柳澤課長　これはいわゆる教科別でございますので、例えば、高校でしたら情報とか、外国語であれば英語とかという単位ではございますけれども、プログラミングというところのものの特別免許状はございません。

○原座長代理　それが仮に将来科目になったらという前提でもいいのですけれども、小学校だとどうなりますか。

○柳澤課長　小学校だと、基本ある教科ごとに授与されるのがこの特別免許状なので、そもそも活用されるというところが少ないものと認識しています。

○原座長代理　小学校で、今特別免許状はあるのでしたでしょうか。

○長谷室長　小学校の外国語の特別免許状は、平成28年の改正で新設いたしました。英語は出せるようになっております。プログラミングに関しては教科ではございませんで、教科の領域の一部ということになりますので、外部人材を活用する場合、特別非常勤講師で対応いただけるということになります。

○原座長代理　それは、是非免状にされたらよろしいですね。

今は、小学校で英語だけを教える先生というのはできるようにしたということですか。

○長谷室長　可能でございます。

プログラミングの場合は教科の領域の一部ですので、免許状を出すまでもなく、特別非常勤講師の届出で教えていただくことが可能でございます。

○原座長代理　分かりました。それは多分、これからさらに拡大していくのだと思いますので、是非引き続き検討いただく領域だろうと思います。

○八田座長　働く側の報酬とか、そういうのは随分違うわけでしょう。非常勤講師とこの特別免許状、報酬と安定性ですね。片一方の免許状のほうは10年間有効という安心感がありますね。プログラムを教えるのを自分の仕事にしようということが出来るけれども、特別非常勤講師だったらいつ終わりになるか分からないところがございます。

○柳澤課長　確かに給料、処遇は違うところがございます。

ただ、プログラミングと言いますか、専門性をまさに教員として、自分の時間をそこま

で使っていただけるのであれば、特別免許状を取っていただく。むしろ、その方向に我々も誘導していきまして、ずっと特別非常勤講師でやるよりは、特別免許状のほうの資格を有すると言いますか、それだけのものがある方は、なるべく特別免許状を授与して活用するようにということは、通知等でも言っているところでございます。

○八田座長 そうすると、小学校でプログラミングに関する特別免許状というものが、語学と並んでこれから必要になってくるということなのではないでしょうか。

○長谷室長 例えば、免許状はやはり教科に対応したものですので、教科となっているものに関しては免許状を出せるのですけれども、プログラミングを指導する方にもし免許状を出すのであれば、例えば、算数ですとか理科の特別免許状を出していただいて、その中で御指導いただくということは考えられるかと思います。

○原座長代理 そこを是非考え直していただきたい。

○八田座長 しかし、今小学校で算数の特別免許状はあるのですか。

○長谷室長 ございます。

○八田座長 先ほどの英語では初めてとおっしゃったのは。

○長谷室長 英語は平成28年にできたばかりでございます。

○八田座長 それは英語という教科ができたからですか。

○長谷室長 さようでございます。

○八田座長 教科に対応して作ったということですね。

○田中室長 原座長代理から御指摘、ありがとうございます。

私どもも国家戦略特区ということで、茨城県のプロポーザルをもとに説明させていただきましたけれども、これが例示ということで御指摘がございましたし、御指摘のとおり、規制改革のほうでも色々と御指導いただいているところですので、当然この話はつながっているということで、先ほど御指摘をいただいたものと承知しております。

○原座長代理 茨城県の話も事例として挙げられていた話だと思います。

○田中室長 まず、八田座長からも御指摘がありましたけれども、2番目のほうと関係しますけれども、教員の働き方改革というのは、今非常に重要な課題で、最重要課題の一つであると考えておりまして、これは今文部科学省として取り組んでいるところでございます。

その考え方というのは、やはり日本の学校の教員は色々な業務を背負っているという実態がございまして、特に事務处理的な部分の負担が大きい。あるいは部活指導も、部活は非常に教育上も有効なものでございますけれども、過度な負担になっている部分もありますので、そういった部分などを、業務の適正化を図っていく、また体制を整えることが必要であると考えております。

一方で、教師の最も重要な業務は子どもと向き合うこととございまして、まさにこの働き方改革というのは、教員の多忙化解消ということと、さらに、それによって最も大事な教育に向き合う。それは授業であり、先ほどのお話にもありましたような、色々と課題を

抱える子どもたちに寄り添って対応していくということでございます。

そう考えますと、働き方改革を我々は進めて参りますけれども、それは授業にしっかり取り組めるようにするためのものございまして、授業も1人でやるだけではなくて、その場に1人か2人のチーム・ティーチングみたいなものもあります。あるいは、遠隔の形で画面の向こうと教室側にいるチーム・ティーチングがございます。こういったものは是非充実させていく必要があると思っておりますので、基本的には高校であっても義務であっても、受信側に免許状を持った教師が必要であると考えて、教育職としての専門性を持った、免許を持った教員が必要であると考えております。

それから、原座長代理から1番目に指摘のあった点でございます。先日の規制改革の中で御議論させていただきまして、私からお答え申し上げたことでございますけれども、私の舌足らずな面もあったからだと思います。そうであったら大変申し訳ないのですが、あのとき申し上げましたように、教科指導の専門性は教科の専門性、教職の専門性という二つに分けられまして、教職の専門性というのは子どもたちとどう関わっていくか、指導していくか。教科のところは当然、その教科の専門知識ということでございます。

高校におきましては、発達段階等も踏まえまして、遠隔教育の場合、相当免許状を持っていなくてもいいとしておりますけれども、やはり教職の専門性は必要ですので、子どもたちに授業に集中させたりするという意味、また安全管理という面もございまして、受信側に相当免許状ではなくても、教職の専門性というところで教員の免許を持った教員が必要だと。

義務教育につきましては、これに加えまして、義務教育の発達段階、さらに義務教育というのは、特に公立学校ですと勉強にすごく集中できる子からそうでもない子まで、関心のある子から、どうしても落ち着きがなくて歩き回ってしまう、どうしても授業に関心を持てないような子どもがいます。そういった子どもたちに対しまして、教職の専門性を発揮して、子どもたちを授業に向かわせるわけですが、特に具体的な場面で言いますと、例えば、課題をやらせるとき、あるいはグループ活動をやっているときに回っていくわけですが、そういった声掛けとかをするにしても、単に頑張れよとか、しっかりやれよではなくて、当然、教えている内容を理解した上で声掛けをしていくということが、より教育の質を高めるという意味で有効になっております。

そう考えますと、現状、免許外の課題はございますけれども、基本的には中学校段階では教職員が配置できているわけでございますので、こちら側には免許がある教員がいなくてもいいということではなくて、チーム・ティーチングのような形で、私どもの言葉で言いますと、教師支援型で外部の専門性を活用しながら授業をやっていくことが、教育の質の向上という観点からはより有効ではないかと考えているところでございます。

○原座長代理 教室に教科をちゃんと教えられる先生がいらっしゃるということは前提にされているのだけれども、そこはもう崩れつつあるわけなので、特に新しい科目が出てきている中で、より一層これから崩れていくのだと思うので、その前提でお考えいただかな

いといけないのだと思います。

そのときに、先ほど教科の専門性と教職の専門性ということをおっしゃって、いや、そのこの区別はとても大事だなと思ったのですが、それだったらむしろ教職の専門性のある方に受信側にいていただければいいのですね。むしろ、そういう特別免許状を作られたらよろしいのではないですか。

その対応は今まで本当に万全でしたかと。学校で色々な問題が起きているのではないですかという論点もあるのかなと。

○八田座長 実際問題として、若くて大学を出てばかりの英語の先生が来たと。それに対して、経験のある体育の先生で、長いことやっている先生がいる。そうすると、子どものいじめとか、そういう問題、あるいは学級崩壊的なことに対して、どちらがいたほうが頼もしいかといったら、英語の先生ではないと思います。この場合には、教科自体はちゃんと発信側で教えているわけですから、受信側の子どもたちに対して、正しく学べよということを言える迫力のある先生のほうがよほど重要で、それをどちらにしろというのは外から言うことではなくて、学校で判断させればいいのではないのでしょうか。その自由を与えるということが必要なのではないかと思います。

○田中室長 御指摘ありがとうございます。

確かに、生徒たちを落ち着かせるための迫力が必要な場面もあろうかと思いますけれども、しっかりやれよと言うだけではなくて、ちゃんと受信側の先生が責任を持って英語の指導をできることも、そういう資質があることも必要だと思います。また、中学校のことを今お話しされていたかと思うのですが、学校教育というのは各授業だけで成り立っているわけではなくて、朝から放課後、あるいは部活動までつながっています。そういう中で子どもたちの学習意欲、学習態度、あるいは課題を抱えている子どもの気付きとか、これは教員チームとしてやっていかなければいけませんので、今おっしゃったようなことは、授業中の英語の先生だけではなくて、体育の先生も含めてそういった指導力のある、学校一丸となってやっていくということが必要であると私どもとしては考えております。

○八田座長 受信側にどの先生を配置するかについては、あまり規制をかけないで、ある程度学校側に裁量の余地を与えてはどうでしょうか。結果的には、多くの場合は英語の先生が付くと思います。けれども、それは学校の判断で色々できるようにしてあげたらいいではないですかというのが茨城県の要望だと思うのです。

特に今日のお話を伺って、病気療養児というところはある程度、私は納得したのですが、中学校のところは説得性に欠いていたように思うので、子どもたちとか学校の立場から有効に遠隔教育を利用するには、その制限を外すというのが最低限必要なのではないかと思います。

○田中室長 今回の茨城県の提案ということに関して言いますと、私どもはこの資料から、これで現行制度に対応できていると思っていただけですが、そういった現場の声、茨城県の声も是非聞かせていただきたいと思います。と思っています。

○八田座長 ありがとうございます。

いいですか。

○原座長代理 また、引き続き。

○八田座長 それでは、これは本当にこれから教育現場でどんどん盛んになってくることだと思いますので、この重要なことに色々な制度改革をしてくださるのは本当にありがたいことです。これからもよろしくお願いいたします。

引き続き検討していきたいと思います。

○蓮井参事官 以上で終了です。ありがとうございます。